

一般社団法人東京形成歯科研究会倫理審査委員会規程

平成29年4月1日制定

(設置)

第1条 一般社団法人東京形成歯科研究会は基本的倫理観に基づき、倫理審査委員会(以下「本委員会」という。)を置く。

(目的)

第2条 本委員会は、要件を満たした東京形成歯科研究会会員(以下「会員」という。)及び医療従事者が臨床・疫学研究等を行うにあたって必要とされる倫理的問題について、これを審議した上で本委員会としての見解を示し、以って歯科医学の健全な発展に貢献することを目的とする。

(組織)

第3条 本委員会の構成は、次に掲げる要件(1)～(6)の全てを満たすこととする。(1)から(3)までに掲げる者については、それぞれ他を同時に兼ねることはできない。会議の成立についても同様の要件とする。

- (1) 医学・医療の専門家等、自然科学の有識者が含まれていること。
- (2) 倫理学・法律学の専門家等、人文・社会科学の有識者が含まれていること。
- (3) 研究対象者の観点も含めて一般の立場から意見を述べることのできる者が含まれていること。
- (4) 倫理審査委員会の設置者の所属機関に所属しない者が複数含まれていること。
- (5) 男女両性で構成されていること。
- (6) 5名以上であること。

2 委員は、役員会の承認を得て理事長が委嘱する。

3 委員の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、補欠又は増員により選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

4 理事長が会務を総括する。

5 本委員会は、必要に応じて委員以外の専門家の参加を求め、その意見を参考にすることができる。

(運営)

第4条 理事長は本委員会を招集しその議長となる。

2 理事長が欠席する場合は、あらかじめ代行を指名し、その代行が議長となる。

3 本委員会は、委員の過半数以上が出席または通信設備により参加し、開催するものとする。

4 審議の結論は、原則として出席または参加委員の過半数の合意を必要とする。

5 審議経過及び内容は記録として保存する。

(審議事項)

第5条 本委員会は、理事長から諮問のあった次の事項について審議する。

(1) 要件を満たした会員及び医療従事者から診療、臨床研究及び疫学研究上の倫理的問題について審議申請のあった事項

(2) その他必要と認めた事項

(審議手続)

第6条 本委員会での審議を希望する者は、通達により理事長に申し出なければならない。

2 理事長は、申請事項を本委員会に諮問し、本委員会は基本的倫理観に基づき審議する。

- 3 本委員会は、審議の結果を理事長に答申する。
- 4 理事長は、答申を受けた内容を申請者に通知する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日に制定し、同日から施行する。

この規程は、平成 29 年 9 月 5 日に改定し、同日から施行する。

この規程は、平成 29 年 10 月 30 日に改定し、同日から施行する。